

自治体経営から見たエネルギー自治 ～エネルギー事業の公共性と事業性～

都留文科大学社会科学部教授
高橋 洋

福島第1原発事故以降、地域や自治体がエネルギーをめぐる行政や事業に関わる事例が増えており、エネルギー自治と総称できる。歴史的に見れば自治体が電気事業に関与する例はあったが、特に近年の固定価格買取制度を受けた太陽光発電事業や、電力の小売事業への自治体の参入や出資が目覚ましい。自治体は地域活性化などの手段として、エネルギー事業に注目しているのである。

一方でそれらは、自治体に関与するだけの公共性があるのか、十分な事業性を確保できるのかなど、課題も少なくない。事業経験がある人材を要職に就ける、地域企業と適切な役割分担を行う、さらに他の自治体とも連携することなどにより、公共性と事業性を両立させることが望まれる。

はじめに

近年、地方自治体がエネルギー事業に関与する事例が多数見られるようになった。2011年の福島第1原発事故（以後、福島事故）以降、地域住民が「ご当地電力」を設立して再生可能エネルギー（以後、再エネ）の導入に取り組み、自治体は地域活性化の観点からそれを支援した。2012年7月から始まった再エネ電力の固定価格買取制度（FIT）がこのような動きを加速し、さらに2016年4月からの電力の小売り全面自由化を受けて、自治体の小売事業に参入する例も出てきている。このような地域や自治体が主導するエネルギー事業・行政の取組みを、「エネルギー自治」と総称することができよう。

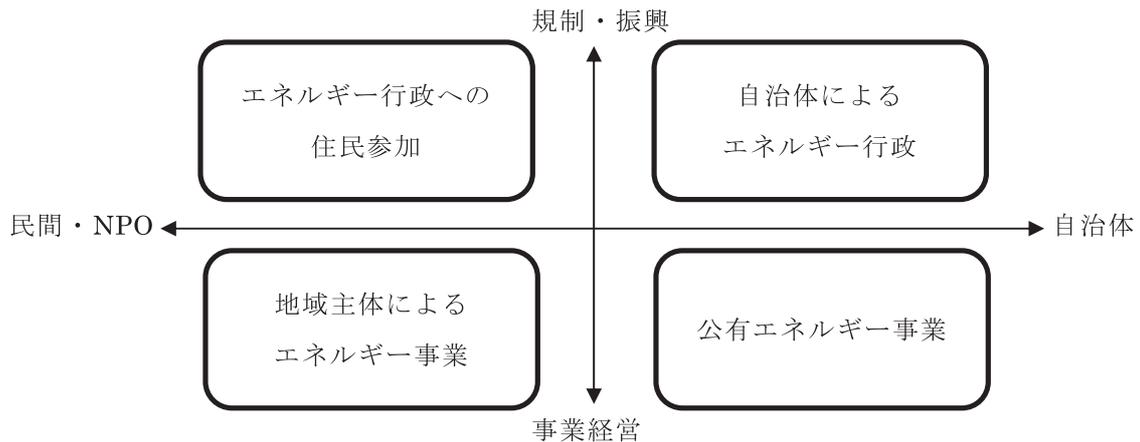
本稿の目的は2つある。第1に、エネルギー自治という本号の特集テーマを理論的に整理することである。エネルギー自治については、拙稿（2016a）で定義を試みたところであるが、これを再確認する。第2に、エネルギー自治は4つの領域に分けられるが、自治体経営という観点から特に影響が大きいのが「公有エネルギー事業」である。自治体による事業経営という新たな動向に注目し、その現状を整理した上で可能性や課題を考察する。

1 エネルギー自治の定義と背景

(1) エネルギー自治の定義

拙稿（2016a：71-72）では、エネルギー自治を「行政、事業者、住民といった地域に根差した主体が、エネルギーの需給にまつわる規制・振興及び事業経営について、地域の利害の観点から関与すること」と定義している。これを主体（横軸）と役割（縦軸）から分類したのが、図1である。

図1 エネルギー自治の射程



出典：拙稿（2016a：71-72）

本来自治体は、規制や振興といったエネルギー行政を担うことができる（第1象限）。アメリカでは各州に公益事業委員会が置かれ、消費者の立場も踏まえて電気事業などの規制行政を行っている。また州が再エネの導入目標を定め、振興行政を行うことも一般的である。日本でも自治体が気候変動対策の観点から省エネなどを推進してきたし、家庭用太陽光パネルへの補助金の支給はその一環として広く実施されてきた。

自治体はエネルギー事業を営むことができる（第4象限）。電気事業やガス事業は現在でも国民生活に不可欠な公益事業であり、欧州では国営や自治体営の電力会社が少なくない。日本でも、戦前は京都市や大阪市が電気事業を担ってきたし、戦後も県の企業局などが公営水力発電を営んできた。

言うまでもなく、民間企業や非政府組織が地域に根ざす形でエネルギー事業を営んでも構わない（第3象限）。海外から輸入したプロパンガスの販売や原子力発電とは異なり、再エネや省エネを基盤にすれば、地域性を活かした事業展開が可能になる。実際にドイツやデンマークの再エネ発電事業では、地域の協同組合が大きな存在感を示している。

エネルギー事業が地域の利害に関わるとすれば、住民が行政に参加することが望まれる（第2象限）。これまでも新潟県巻町が住民投票により原発の立地を押し止めることがあったが、これはエネルギーの住民自治と呼べる現象であろう。ドイツのハンブルク市では、住民投票を経て市が大手電力会社から配電網を買い取るということが起きた。

(2) エネルギー自治の世界的背景

このようにエネルギーの需給を対象として自治を展開することは、何ら不自然なことではない。しかし日本はこのような取組みにおいて後発であった。欧州では1990年代からエネルギー自治が進展してきたが、その背景にあったのが、再エネの導入や電力自由化といったエネルギーシステムの構造転換である。

第1に再エネの導入は、欧州では気候変動対策として1990年代から政策的に推進されてきた。FITとその成果としての再エネ発電のコスト低下が相まって、2000年代にデンマークやドイツなどで再エネの導入が進んだ。再エネは分散型電源であり、小規模事業者でも手がけやすい。そして木質バイオマス燃料の調達といった地域との利害調整の必要性は、地域に根ざした主体に有利に働く。原子力や石炭火力といった集中型電源では、地域主体は能動的な役割を果たすことは難しかったが、その制約が減ってきたのである。

多様な新規参入者が既存電力会社に対抗する上で必要な競争環境を提供したのが、第2の電力自由化である。自由化は元々再エネの導入を目的としたわけではない。しかし発送電分離などの競争政策は、例えば系統接続の観点から再エネ事業者などの新規参入を後押しし、結果的にエネルギー自治にも寄与した。

こうして世界的に見れば、エネルギー需給の仕組みが集中型から分散型へと構造転換していると考えられる(高橋、2016b)。ドイツでは「エネルギー転換」が進められているが、その柱は分散型エネルギーの再エネであり、自治体や地域企業、市民が重要な役割を担っている。中央政府が大手電力会社と一体になって、原子力や石炭火力、大規模水力を長期計画に基づいて開発するという集中型の仕組みは、大きく変容を迫られている。その裏返しとしての現象が、近年のエネルギー自治の盛り上がりなのである。

(3) 日本におけるエネルギー自治の遅れと覚醒

2011年の福島事故以前に、日本にはエネルギー自治という概念は実質的になかった。限られた先行研究として、田中(2008)は、「自治体による体系的なエネルギー行政が求められる」と指摘しているものの、その背景は「地球温暖化問題に対応すべき」といった限定的なものであり、その内容は自治体を取りうる政策の分類に止まっている。

その理由として、日本では大規模水力を除けば再エネが重視されず導入が遅れてきたこと、電力自由化が2000年代初頭に頓挫し、発送電分離もなされず競争環境が整備されなかったことが挙げられよう。エネルギー政策の多くの権限が国の資源エネルギー庁に集中し、これが大手石油会社や商社と一体になって化石燃料を輸入し、国内では電力やガスの大手企業が独占的に供給を担う仕組みが、長年維持されてきた。ここで自治体果たす役割は限定的にならざるを得なかった。

このような確立された集中型の仕組みに疑問符を突きつけたのが、福島事故であった。原発の過酷事故により地域社会が物理的にも機能的にも破壊される中で、多くの地域住民

は国や電力会社、それらが担ってきたエネルギー政策に対して、不信感を抱かざるを得なかった。その結果、市民が原子力の代わりに再エネの導入を求め、政府もその方向に舵を切らざるを得なくなり、2012年にFiTが導入された。こうして再エネの事業性が保証されるに及び、「ご当地電力」の設立が加速されたのである¹。

福島事故後の計画停電も集中型の安定供給の仕組みの限界を認識させた。これまで電力供給といえば、国と独占企業に任せていれば自動的に担保されるものと信じられてきた。しかしその常識が否定され、自治体は大規模な節電運動の旗を振ることを余儀なくされた。その結果、自治体が地域のソーラーファームと災害時の非常用電源としての協定を結ぶ例も現れた²。

福島事故はエネルギー自治を覚醒させた直接的な要因であったが、その背後に地域経済の衰退という構造的課題があったことも見逃せない。人口減少などを受けた地域活性化の必要性が叫ばれ続けており、その解決策としてエネルギー事業が注目されるようになった。農林水産業が衰退し、地域には雇用がないと言われる中で、地域固有のエネルギーを使って事業を興すことは、地域復活の切り札となる可能性を秘めていた。

2 自治体によるエネルギー事業の変遷

(1) 旧来の自治体エネルギー事業

こうして日本でもエネルギー自治が盛り上がりつつあるが、図1の4領域のうち本稿で特に議論したいのが「公有エネルギー事業」である。これまで自治体によるエネルギー事業の経営は限定的にしか存在しなかったが、近年太陽光発電や電力の小売り事業への参入が相次いでいる。新たな公有事業は自治体経営上の大きな変化であり、本節以降はこれに特化して議論を進める。

まず、戦前には自治体が経営する電気事業やガス事業が多数あった事実を確認しておきたい。今でこそ、電気事業は民間の電力会社が独占的に担うとの認識が一般的だが、戦前は京都市や東京市といった大都市から過疎地まで、多数の公営電気事業が設立された³。当時は電気事業や鉄道事業といった公益事業の黎明期に当たり、自治体が住民サービスの一環としてあるいは財源獲得のために、これらの経営に乗り出すことは珍しくなかった。

それら公営電気事業は戦時中の国家管理のために日本発送電などに現物出資させられ、歴史に幕を閉じた。そして戦後の電気事業は、民間の大手電力会社を主役とする「9電力体制」へと再編された。ここで自治体のエネルギー事業の領域は大いに狭まったが、消滅したわけではなかった。自治体の企業局などが公営水力やゴミ発電を経営し、電力会社に卸供給し続けた(図2)。また北海道などでは、熱供給事業において北海道熱供給公社や札幌

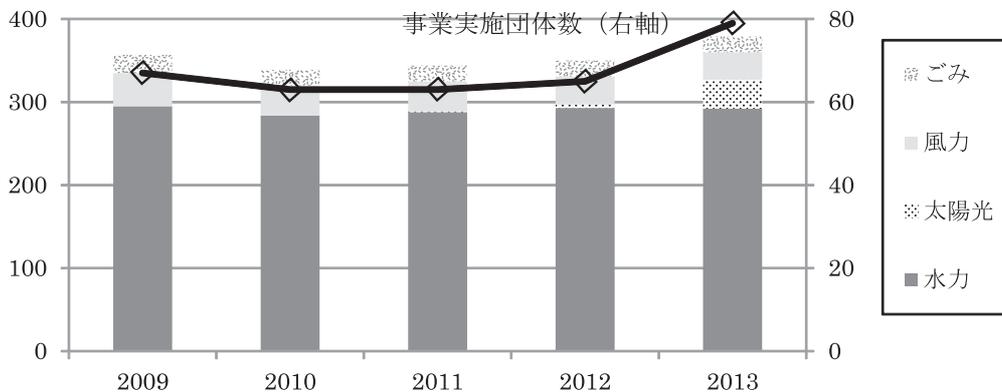
¹ 全国ご当地エネルギー協会は2014年に設立され、地域に根ざした再エネ事業者など正会員23、準会員16を擁する(同協会ウェブサイト、2016年4月12日現在)。

² 例えば、広島県廿日市市は再エネ発電大手のウェストホールディングスと協定を結んでいる。

³ 例えば、西野(2014)を参照のこと。

エネルギー供給公社が一定の役割を果たしてきた。

図2 電源別の公営発電所数と事業実施団体数



出典：総務省（2015）より筆者作成。公営発電所には、電気事業法が適用される卸供給事業と非適用の小規模発電所とがあるが、両者を足し合わせた数。

（2）近年のエネルギー自治の端緒としての自治体風力発電

日本では、電力会社が大規模水力以外の再エネに関心を示さない中で、分散型電源としての再エネの導入が始まったのは、1990年代以降の風力発電からである。1992年に山形県立川町（現庄内町）が、町おこし事業として100kWの風車3基を建設した。これに続き、1995年に風車メーカーなどが風車2基を建設したが、1998年には立川町が増資を引き受けて、第3セクターたちかわ風力発電研究所の所有となった（舘林、1998）。

自治体による風力発電事業は、地域活性化の手段として各地に広がった。1994年に風力発電の導入に関心を持つ12市町村が上記の立川町に集まった。これがきっかけとなり1995年に風力発電推進市町村全国協議会が結成され（阿部、1996）、その後「全国風サミット」が継続的に開催されている。

後に同協議会に参画した高知県梶原町も、自治体風力として有名な事例である。1999年に600kWの風車2基を導入すると共に、その売電収入（年間約3,500万円）を財源として公共施設への太陽光パネルの設置、地熱利用の温水プールの建設、また町民へのペレットストーブの購入補助などに活用してきた（那須、2013）。

すべての地域が風況に恵まれているわけではない。山梨県都留市は、富士山の豊富な伏流水という特徴を活かし、2006年に20kWの水車を市役所敷地内に設置した。この1号機の建設費4,337万円のうち1,700万円を市民公募債で賄うなど（都留市ウェブサイト）、資金調達の観点からも注目された。

ただ、これら福島事故以前の自治体風力や小水力は、規模が小さい上事業性は必ずしも高くない。例えば、上記の立川町の風力発電は、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の助成を受けている（エコ・パワー社ウェブサイト）。都留市の小水力発電1号機も、1,517万円がNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金であり、2号機（建設費

6,232万円)も半分以上が補助金であった(都留市ウェブサイト)。小水力全3機を合わせても出力は46.3kWにすぎない。FiTが導入される以前の自治体による再エネ事業は、町おこしという理念先行であった面は否めないだろう。

(3) 固定価格買取制度導入後の自治体太陽光発電

風力発電などが福島事故以前から少しずつ取り組まれてきたのに対し、太陽光発電への自治体の関与は福島事故後に急速に拡大した(図2)⁴。2012年7月からのFiTの導入によって事業性が保証されたことで、多様な自治体が遊休地などを活用したメガソーラーの建設を行うようになった。

表1 主要な自治体太陽光発電

運開	案件名	設備容量	自治体	備考
07年	稚内メガソーラー	5.02MW	稚内市	NEDO実証実験
11年	新潟東部	17MW	新潟県	県企業局、東部産業団地内
13年	マリンピア沖洲	2MW	徳島県	県企業局、元廃棄物埋立地
13年	愛川	1.9MW	神奈川県	県企業庁
13年	南部水みらいセンター	2MW	大阪府	NTTファイナンスからのリース方式
13年	和田島	2MW	徳島県	県企業局、非常用電源設備
14年	三田カルチャータウン	6.53MW	兵庫県	県企業庁
14年	かむいソーラー	2.9MW	北上市	市庁舎建設予定地
14年	北新潟	4MW	新潟県	県企業局、県競馬組合厩舎跡地
15年	中央水みらいセンター	2MW	大阪府	下水処理施設上屋、リース方式
15年	播磨科学公園都市	7.6MW	兵庫県	県企業庁

出典：各自治体のウェブサイトなどを基に筆者作成。

表1は、自治体の企業局などが経営する大規模なメガソーラーを示している。福島事故後の短期間にこれだけの事業が立ち上がった要因として、42円(2012年度)という高い買取価格と共に、事業経営の容易さが挙げられる。自治体には、公営水力などを除けば再エネ発電のノウハウはなかったため、風力やバイオマスなどと比べれば、立地規制が緩く保守管理も容易な太陽光発電に投資が集中したのである。また、公営といっても実際の建設や保守管理は、民間事業者任せしている場合が多い。

確かに太陽光発電は塩漬けになっていた土地の有効活用になった。一方で、風力発電などと比べれば保守管理に手間がかからないため、運転開始した後に大きな雇用を生まない。また、事業リスクが低いとはいえ一定の初期費用がかかるため、大規模なメガソーラーについては広域自治体が多いのも特徴と言えるだろう。

これら公営発電所以外に、遊休地や公共施設の屋根を民間事業者に貸す事例が多数ある。その場合、自治体は初期投資費用や事業リスクを負う必要はないが、売電収入は得られず、

⁴ 総務省(2015)によれば、2013年度の公営電気事業の団体数は79で、前年度の65から急増した。

土地などの賃貸料や固定資産税、法人住民税のみの収入となる。

3 自治体新電力の展開

(1) 小売全面自由化と自治体新電力⁵

自治体のエネルギー事業は、福島事故後に太陽光発電から新たな展開が始まった。確かに2012年に施行されたFITの下での発電事業は、再エネ電力の買取義務によって事業経営の確実性をもたらした。一方で電力会社に売電するだけでは、地域経済に重層的に貢献するには不十分であった。そこに次の転機が訪れた。電力の小売り全面自由化である。

日本でも1990年代から電力自由化が進められてきたが、ほとんど競争が進まず、家庭向け小売り市場は法定独占のままであった。政府は福島事故後に改めて電力システム改革を開始したが、その一環として2016年4月から小売り市場が全面自由化されたのである。

小売り事業は直接最終消費者と向き合うため、地域性を発揮しやすい。地域ならではの料金メニューや付帯サービスを提供することができる。また電源としては、これまで電力会社などに買い取られ（卸売られ）ていた地域のFIT電力を比較的容易に調達することができた。こうして自治体が小売り事業に参入するケースが相次いだ。これらを「自治体新電力」と呼ぶとすれば（表2）、いくつかの共通する特徴を指摘できる。

(2) 自治体新電力の特徴

第1に、すべての新電力が地域活性化を目的としている。例えばローカルエナジーの企業理念は、「エネルギーの地産地消による新たな地域経済基盤の創出」だという（同社ウェブサイト）。地域の再エネ電力を地域企業を通して地域で消費することで、域内の資金循環の拡大が期待されるし、地域の雇用も生まれる。

第2に、公営水力のように自治体の単独経営ではなく、地域の民間企業との共同出資の形を採る場合が多い。自治体にとって電力小売りは未知の分野であり、様々な事業上のノウハウが必要とされる。リスク分散の観点からも地域のガス会社や金融機関と組むケースが目立ち、実務を担う人材はこれら民間企業から派遣されることが多い。

とはいえ、出資比率は数%から3分の2超まで多様である（表2）。成田香取エネルギーのように、2つの自治体で80%を占める事例もある。概ね、小規模な自治体による小規模な新電力では、自治体の出資比率が高くなる傾向があるようだ。大規模な自治体には、地域に有力な提携企業が存在するということであろう。

第3に、スマートコミュニティなど政府の実証実験を経験した自治体が多い。みやま市、米子市、北九州市などがこれに該当し、実験終了後の受け皿として小売り事業に参入した

⁵ 筆者はみやまスマートエネルギー（2016年3月24日）、とっとり市民電力（2016年7月27日）、ローカルエナジー（2016年7月28日）、浜松新電力（2016年8月9日）にヒアリングを行い、本稿の参考にさせて頂いた。記して謝りたい。

表 2 主要な自治体新電力

設立	事業者（資本金）	自治体（出資割合）	主要参画企業	電源等
13年 8月	（財）中之条電力 （300万円）	群馬県中之条町 （60%）	V-Power	町営太陽光発電
15年 1月	（財）泉佐野電力 （300万円）	大阪府泉佐野市 （66.7%）	パワーシェアリングへの業務委託	地域の太陽光発電
15年 3月	みやまスマートエネルギー（2,000万円）	福岡県みやま市 （55%）	九州スマートコミュニティ 筑邦銀行	市関係太陽光発電 個人の太陽光発電
15年 3月	おおた電力 （500万円）	群馬県太田市 （60%）	太田都市ガス V-Power	市営太陽光発電
15年 8月	とっとり市民電力 （2,000万円）	鳥取県鳥取市 （10%）	鳥取ガス	市営太陽光発電
15年 9月	やまがた新電力 （7,000万円）	山形県（33.4%）	山形パナソニック 山形新聞、山形銀行	県営太陽光発電 地域の風力発電
15年 10月	浜松新電力 （6,000万円）	静岡県浜松市 （8.3%）	NTT ファシリティーズ NEC キャピタルソリューション	出資会社の太陽光発電 市営ごみ発電
15年 12月	ローカルエナジー （9,000万円）	鳥取県米子市 （10%）	中海テレビ放送 山陰酸素、米子瓦斯	市営ごみ発電 地域の太陽光発電
15年 12月	北九州パワー （6,000万円）	福岡県北九州市 （24.17%）	安川電機、ソルネット 富士電機、北九州銀行	市営ごみ発電
16年 7月	成田香取エネルギー （950万円）	千葉県成田市（40%） 千葉県香取市（40%）	洗陽電機	市営ごみ発電 市営太陽光発電

出典：各社ウェブサイトなどを基に筆者作成。

要因も大きいと思われる。それは、エネルギー分野のノウハウの蓄積があり、関連する人材がいたということでもあろう。太田市の事例も、NEDOの太陽光発電の実証研究を受けての取組みであった。

第4に、多くの自治体がまず市庁舎や小中学校といった「身内」への電力供給を関係する新電力に切り替えた。一般に大手電力会社よりも新電力の料金の方が安いと、電力消費者としての自治体の立場からすれば、エネルギー費用の削減のために新電力を活用した形になる。同時に新規参入の新電力から見れば、自治体は貴重な顧客となった。

第5に、近年地域企業や自治体により設置された太陽光発電を主要な電源としている場合が多い。既存の電源の多くが電力会社の所有あるいは長期契約であるのに対し、太陽光はFITの下で急拡大している電源であり、調達が可能だったからであろう。またそれにより、地域性や再エネ（FIT）価値を訴求できるようになっている⁶。みやま市など、地域の個人宅の太陽光発電から電源調達する例もある。

他方で、米子市や浜松市では、自治体が所有・運営してきたゴミ発電が安定的な電源として活用されている。太陽光発電は天気に左右されて昼間のみ出力であるため、24時間運転が可能なベース電源を保有すれば極めて有利になる。このような電源の柱がない場合

⁶ 厳密には、固定価格買取制度の下で再エネが有する環境価値は消費者からの賦課金によって賄われるため、小売り事業者は「グリーン」や「クリーン」といった宣伝をすることはできない。

には、電力会社からの常時バックアップや卸電力取引所に依存せざるを得ない⁷。

4 自治体のエネルギー事業の公共性と事業性

(1) エネルギー事業における公共性の追求

前節までで見てきたとおり、近年の「公有エネルギー事業」の盛り上がりは、エネルギー自治の一つの現れである。これは、メガソーラーに象徴される再エネ発電事業と電力小売事業に二分されるが、いずれの場合も自治体が経営に関与するからには、公共性の追求という意義が担保されるべきであろう。

確かに自治体新電力を通じた域内資金循環による地域活性化は、重要な意義である。しかし水戸電力や湘南電力のように純粋な民間企業が地域性を訴求する例もあり、自治体は新電力に出資せずに支援するという形もありうる。みやまスマートエネルギーは高齢者見守りサービスの提供を売りの一つにしているが、これも民間事業者ができないものではないだろう。

気候変動対策などの観点から再エネの導入は重要な公共目的と考えられ、それを自治体自らが発電事業として実行する意義もある。更に進んで、徳島県のように非常用電源設備の用途を併せ持つことは⁸、自治体ならではの公共性と言えるだろう。一方で先述のとおり、民間事業者との協定でこれを満たすこともできる。

このように、自治体がエネルギー事業の経営に関与しなければならない決定的な理由はないようにも思われる。そのような中で、筆者がヒアリングから感じた自治体に関与する意義は、地域経済におけるハブ機能である。すなわち、10%でも自治体が出資することで、他の地域企業の出資を期待できる。金融機関に対する信用にもなる。さらに市営ゴミ発電からの卸供給を正当化できる。そして市民の声を事業に反映できる。自治体の規模にもよるが、地域企業などと適切な役割分担を行いつつ地域の総合力を発揮することで、ようやく大都市に本社がある大企業に対抗できるのではなかろうか。

(2) 事業性の確保と自治体の役割

公共性を追求する際にも、事業性を確保することは大前提となろう。発電事業にせよ小売事業にせよ基本は自由競争の範疇であるから、公有とはいえど利益を上げなければ持続可能でない。未だ評価を下すのは時期尚早であるが、特に競争の激しい小売事業で利益を上げ続けるのは容易ではないと思われる。

自治体が出資について、かつてバブル期に設立された第3セクターが経営破綻したことを思い出す人もいるだろう。これらの第3セクターは、地価の上昇を過大に期待せずさ

⁷ 例えば泉佐野電力は、電源構成の49.15%を卸電力取引所に、26.15%を関西電力からの常時バックアップに依存している(2016年6月30日時点、同法人ウェブサイト)。

⁸ 和田島太陽光発電所では、2MWの内10分の1のパネルを高い位置に設置することで津波被害を受けにくい構造とし、これを非常用電源として隣接する和田島緑地に電力供給できるようにした。

んな不動産投資をした例が少ないが⁹、今回はそのような状況になく、自治体の出資額も小さい。とはいえ、公共性と事業性を両立させる意識は重要であろう。

そのためには、経営幹部や実務の責任者にエネルギー事業の経験が豊富な人材が就くことが望まれる。実際にみやまスマートエネルギーやローカルエナジーでは、そのような民間出身の人材¹⁰が各自治体へ移り住んだ上で実務を担っている。換言すれば、そのような地域活性化に資する人材の育成を支援することは自治体の重要な役割と言えよう¹¹。

また小売事業の場合には、顧客規模の拡大に向けた長期戦略が不可欠である。特に小規模自治体の場合には、外との関係をどう築くかを考えなければならない。例えばみやま市の人口は4万人未満であるため、小売市場の規模には自ずと限りがある。そのためみやまスマートエネルギーは、事業ノウハウを他地域へ伝授することを当初より考え、既に鹿児島県いちき串木野市や肝付町との提携を発表している。東京都による新電力の創設にも協力するとのことで¹²、自治体の広域連携のような興味深い動きになっている。

本稿では近年政策的な動きの大きい電気事業を中心に議論してきたが、熱供給など隣接分野も併せて事業展開を考えることが有効である。例えば熱電併給事業は、エネルギー効率の上昇という政策目的に資すると共に、木質バイオマスを活用すれば林業の振興にもつながる。また熱需要の開拓とそのための導管の整備は、都市計画や公共事業とも関係する。単純な電気と水道のセット割引きに止まることなく、自治体ならではの役割を発揮することで、事業性が高まると共に真のエネルギー自治が実現されるのである。

おわりに

本稿では、高橋（2016a）に依拠してエネルギー自治を定義した上で、近年盛り上がりを見せる自治体のエネルギー事業を分析してきた。日本でも福島事故以降にエネルギー自治が覚醒し、特に太陽光発電事業と電力小売事業の経営に地域活性化の観点から自治体が関与するようになった。

このような自治体の取組みは始まったばかりであり、評価を下すのは時期尚早である。とはいえ、公共性と事業性を上手くバランスさせ、自治体が適切な役割を果たさなければ、一過性のブームに終わる可能性もある。

また本稿では触れられなかったが、国の意向や政策もエネルギー自治に大きな影響を与えるだろう。現時点で資源エネルギー庁は、自由化には比較的前向きだが再エネの導入には慎重と思われ、例えば小規模な再エネ発電の事業性は厳しくなるかもしれない。他方で

⁹ 例えば、今村（1993）を参照のこと。

¹⁰ みやまスマートエネルギーはパナソニックの出身者、ローカルエナジーは中国電力の関連会社の出身者。

¹¹ ご当地電力として有名な長野県飯田市のおひさま進歩エネルギーは、2016年度からこのような趣旨に基づき「自然エネルギー大学」を主催しており、飯田市や長野県が支援している。

¹² みやまスマートエネルギーは、東京都環境公社と電力小売に関する連携事業を実施し、「電気の需給調整に係る技術支援」を行うとのこと。2016年4月8日発表（同社ウェブサイト）。

農林水産省は、農山漁村における「地域主導型」の再エネ事業への支援を行っており、自治体として活用する意義が大きいかもしれない。

エネルギー自治は福島事故以降に動き出した新たな取組みであり、可能性は大きい但不確実性も高い。自治体、住民、地域企業、国など、複合的な視野から今後も注視していきたい。

謝辞：本研究はJSPS 科研費 16H01800 の助成を受けたものです。

参考文献一覧

阿部金彦（1996）「風力発電普及に市町村が結集 18市町村で全国協議会発足」『風力エネルギー』20(2)、pp.37-38.

今村都南雄編著（1993）『「第三セクター」の研究』中央法規出版.

総務省公営企業経営室（2015）「公営エネルギー事業の現状」＜URL:http://www.soumu.go.jp/main_content/000405716.pdf＞.

高橋洋（2016a）「エネルギー自治の理論的射程」『都留文科大学 研究紀要』83、pp.65-83.

高橋洋（2016b）「地域分散型エネルギーシステムを定義する」植田和弘監修、大島堅一・高橋洋編著『地域分散型エネルギーシステム 集中型からの移行をどう進めるか』日本評論社、近刊.

館林茂樹（1998）「立川町と風力発電」『風力エネルギー利用シンポジウム』20、pp.106-108.

田中充（2008）「エネルギー自治体の構築—政策マトリックスに基づく展開」『都市問題』99(8)、pp.82-91.

那須俊男（2013）「自然エネルギーによる共生と循環の町づくり」『風力エネルギー』37(2)、pp.252-255.

西野寿章（2014）「戦前における市営電気事業の展開と特性」『地域政策研究』16巻2号、高崎経済大学地域政策学会、pp.1-19.